

政府が保有又は賃借している通信機器に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年四月十八日

参議院議長伊達忠一殿

古賀之士

O

O

政府が保有又は賃借している通信機器に関する質問主意書

政府が保有又は賃借している通信機器（パーソナルコンピューター、ホストコンピューター、サーバー、ルーター、ファイバーチャーフォン、スマートフォン、タブレット、電話、ファクシミリ、カーナビゲーションシステム、監視カメラ、各種監視装置及びその他の通信機能を備える機器。以下「政府通信機器」という。）及び政府通信機器を利用した政府職員の勤務について、以下質問する。

一 政府通信機器について、次の1から5の製品又はサービスの利用を禁止又は自粛する法令、訓令、規程又は内規等（以下「ルール」という。）はあるか、政府全体及び各府省（特に外務省及び防衛省）について示されたい。ルールがある場合は、ルール名とルールが適用されている国・地域をルールごとに示されたい。

また、5については、わが国の法律以外の法律を準拠法とするサービスを利用している場合があれば、サービス名と準拠法国、利用している府省名をサービスごとに示されたい。

- 1 特定の国・地域の企業等が製造した部品を一部使用した製品
- 2 特定の国・地域の企業等が製造した部品を一部使用した製品

3 特定の国・地域の企業等が製造したソフトウェアが組み込まれた製品

4 特定の国・地域の企業等が製造したソフトウェア

5 特定の国・地域の企業等が提供する保守・管理等のサービス（オンラインによる保守・管理を含む）

二 政府通信機器による、次の1から5の機能やサービスの利用を禁止又は自粛するルールはあるか、政府全体及び各府省（特に外務省及び防衛省）について示されたい。ルールがある場合は、ルール名とルールが適用されている国・地域をルールごとに示されたい。

1 特定の国・地域の者との通話

2 特定の国・地域の企業等が管理するウェブサイトへの接続

3 特定の国・地域の企業等が管理するメールアドレスとの間における送受信

4 特定の国・地域の者との間におけるインターネット電話サービス

5 特定の国・地域の者との間におけるショートメッセージサービス

三 政府が利用するクラウドサービス（ウェブによるスケジュール管理を含む）について、特定の国・地域の企業等が提供するサービスの利用を禁止又は自粛するルールはあるか、政府全体及び各府省（特に外務

省及び防衛省）について示されたい。ルールがある場合は、ルール名とルールが適用されている国・地域をルールごとに示されたい。また、わが国の法律以外の法律を準拠法とするサービスを利用している場合があれば、サービス名と準拠法国、利用している府省名をサービスごとに示されたい。

四 政府が利用するソーシャルネットワーキングサービスについて、特定の国・地域の企業等が提供するサービスの利用を禁止又は自粛するルールはあるか、政府全体及び各府省（特に外務省及び防衛省）について示されたい。ルールがある場合は、ルール名とルールが適用されている国・地域をルールごとに示されたい。また、わが国の法律以外の法律を準拠法とするサービスを利用している場合があれば、サービス名と準拠法国、利用している府省名をサービスごとに示されたい。

五 前記一から四について、ルールがない場合、今後ルールを策定する方針があるか明らかにされたい。

右質問する。

O

O